

有料駐車場のお申込みについて

- ※ 住宅契約と同時契約の駐車場のお申込みについてご案内いたします。
(使用料は住宅家賃等と同様、契約日より発生します。)

- ※ 駐車場契約をご希望の方は、お部屋の内見時に管理事務所へご相談ください。
その時点での空き区画のご案内や、区画への試し入れをお願いすることがございます。ただし、区画の確保につきましては住宅の審査終了後となりますので、空き区画の状況が変わる場合がございます。予めご了承ください。
(一部住宅では、公社が管理する管理事務所はございません)

- ※ 住宅の契約後に駐車場をご希望の場合、管理事務所でのお申込みとなります。
この場合、本申込書式はご利用になれません。また、お申込み後に審査がある為、駐車場を使用して頂けるまで1週間程度時間を頂いております。予めご了承ください。

◆◆◆ 目 次 ◆◆◆

◆ 有料駐車場ご契約までの流れ 1
◆ 有料駐車場申込資格等について 2
◆ 〔見本〕有料駐車場賃貸借契約書 3～6
(契約条項のご確認をお願いします)	
◆ 〔見本〕公社有料駐車場使用申込書 7
◆ 〔見本〕誓約書 8
◆ ご記入いただく書類 9～
(各書式は本紙から取り外してご使用ください。)	
◇公社有料駐車場使用申込書	
◇誓約書 (該当される方のみ)	
◇通勤証明書 (該当される方のみ)	

有料駐車場ご契約までの流れ

必要書類を当公社へご提出ください。

提出書類

- ① 公社有料駐車場使用申込書
- ② 車検証のコピー
- ③ 誓約書・通勤証明書等（該当される方のみ）

※①・③の書類は本紙から取り外してご使用ください。

※③の書類については該当されるお客様のみ送付してください。詳しくは次ページの「有料駐車場申込資格等について」をご確認ください。

※資格等の詳細は『有料駐車場申込資格等について』をご確認ください。

※有料駐車場の申込書類は、住宅の審査書類と一緒に返送期日までにご返送ください。

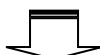


住宅の審査終了後に、有料駐車場契約の審査結果をお客様へお知らせいたします。

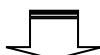
ご契約いただける場合、区画のご案内および敷金の払込票等をお送りします。払込票裏面記載の指定金融機関で契約日までに敷金をお支払いください。

（敷金は月額使用料の2か月分です。）

※有料駐車場使用開始月及びその翌月分の使用料払込票を同封いたしますので、各支払期日までにお支払いいただきますようお願いいたします。



住宅の契約時に有料駐車場の敷金の払込済領収証など必要な書類をご持参ください。



有料駐車場のご契約

※鍵等が必要な場合は、管理事務所でのお渡しとなります。

募集センターでの契約手続き後に管理事務所へご連絡の上、払込済領収証と契約書等をご持参ください。

有料駐車場申込資格等について

有料駐車場の申込書類の審査にて、車検証の車両サイズ及び使用者欄名義を確認いたします。お客様の車の車検証を事前にご確認くださいませよう、お願いいたします。

○契約車両サイズについて

平面式駐車場の場合は通常、車幅180cmまで、車長500cmまでの車両サイズでのご案内が基本となります。

住宅により、大きめの車両のご契約が可能な区画を備えている場合がありますので、ご希望のお客様は、内見時にご確認ください。

機械式駐車場の場合、メーカー指定の収容可能サイズまでになります。

○車検証の使用者欄名義について

車検証の使用者欄名義を確認いたします。

当社の有料駐車場では使用者欄名義が住宅の入居者（名義人または同居人）でなければお申込みいただけません。

ただし、以下に該当する場合につきましては誓約書及び必要書類を提出していただくことによりご契約できますので、該当する書類をご用意ください。

使用者欄名義	条 件	必要書類
他人名義	審査時に必要書類を提出し、契約後1ヶ月以内に住宅の名義人または同居人に名義変更した車検証のコピーを管理事務所に提出できる方。	・誓約書（誓約事項1）
購入予定の方	審査時に必要書類を提出し、契約後1ヶ月以内に車検証のコピーを管理事務所に提出できる方。	・誓約書（誓約事項2） ・購入予定の車両サイズがわかるもののコピー（パンフレット等）
会社名義（自営業）	審査時に誓約書及び必要書類を提出できる方。	・誓約書（誓約事項3） ・会社と契約者の関係がわかるもの（登記簿謄本等）
会社名義（通勤用）	審査時に誓約書及び必要書類を提出できる方。	・誓約書（誓約事項4） ・通勤証明書
介護施設等の名義	審査時に誓約書及び必要書類を提出できる方。	・訪問介護契約書等、介護が確認できる証明書
同居していない 親族名義（介護）	審査時に誓約書及び必要書類を提出できる方。	・名義人または同居者が介護の必要なことを証明する書類 ・親族を証明する戸籍謄本等

※ 誓約書、通勤証明書については当会社様式となります。対象の方のみ該当の様式に必要事項を記入の上、公社有料駐車場使用申込書と一緒にご提出ください。

※賃貸借契約書については契約手続き時にご署名・ご捺印いただきます。
あらかじめ契約条項のご確認をお願いいたします。

有料駐車場賃貸借契約書

東京都住宅供給公社（以下「甲」という。）は、借主（以下「乙」という。）との間に甲所有に係る駐車場の賃貸借契約（以下「本契約」という。）を次のとおり締結する。

駐 車 場 所 在 地	
駐 車 場 名	
区 画	
月 額 使 用 料	
敷 金	
契 約 期 間	
解 約 の 申 し 出	
車 両 番 号	

見本

※月額使用料には消費税（消費税及び地方消費税）を含みます。

年 月 日

甲 東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号

東京都住宅供給公社

理事長

乙 住 所

氏 名

印

(目的)

第1条 甲は、頭書に表示する甲所有の駐車場及び附帯施設（以下「駐車場」という。）を本契約の条件により乙に賃貸する。

(契約条件)

第2条 乙は、本契約にあたって駐車場使用自動車（以下「車両」という。）の自動車検査証の写しを甲に提出し、甲は記載されている車両番号を頭書に表示するものとする。なお、本契約時に乙が車両を所有していないなどの場合は、自動車検査証交付後速やかにその写しを甲に提出するものとする。

(使用の制限)

第3条 甲は、管理上必要があると認めたときは、第1条の駐車場区画を変更又は一定期間使用を停止することができる。

(契約期間)

第4条 本契約の期間は、頭書のとおりとする。ただし、甲が管理上必要があると認めたときは、契約期間の見直しを行うことができる。

2 本契約が頭書の契約期間を更新することができる契約（以下「自動更新契約」という。）であるときは、甲は、頭書の契約期間欄に（自動更新）と表示するものとし、この場合次の各号を適用する。

一 前項の契約期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲又は乙の一方から何らの書面による申出がないときは、本契約と同一の条件で満了日の翌日から1年間更新されるものとし、以後更新された契約についても同様とする。

二 前号の規定による契約期間が満了する日の1ヶ月前までに、第8条の規定に基づき、甲が契約更新時における使用料又は敷金の変更を乙に通知したときは、本契約は駐車場使用料（以下「使用料」という。）又は敷金に変更されるほかは、同一条件で満了日の翌日から1年間更新されるものとする。

三 前二号の規定により本契約が更新される場合は、原則として、付随したな有料駐車場賃貸借契約書の作成調印は行わないものとする。

(車両の制限)

第5条 駐車場に駐車できる車両は、甲の定める規格を超えてはならない。

(使用料)

第6条 使用料は頭書のとおりとする。なお、使用料には消費税法に定める消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税」という。）を含むものとし、乙は本契約に伴って生ずる消費税を負担するものとする。ただし、消費税率の増減が生じたときは、第8条第1項の規定により使用料を改定することができる。

2 乙は甲が指定する書式により、本契約締結までに第7条に定める敷金を支払うとともに、契約開始月分の使用料を当該月末、翌月分はその月の7日までに支払い、翌々月以降の使用料は毎月7日までにその月分を甲の指定する金融機関で「預金口座振替払い」の方法により支払わなければならない。ただし、特別な事情があると認められるときは、乙は甲の定める他の方法により支払うことができる。

3 本契約が月の途中から始まった場合又は本契約が月の途中で解約された場合の当該月分の使用料の額は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。日割計算の方法は、1ヶ月分の使用料に当該月の使用日数を乗じて30日で割るものとし、その日割計算額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入する。

(敷金)

第7条 敷金は、使用料の2ヶ月分に相当する頭書の額とする。

2 敷金には、利子を付さない。

3 乙は、敷金をもって使用料の支払い、損害の賠償その他本契約から生ずる債務を担保する。

4 敷金は、本契約の解除又は解約により駐車場を明け渡したとき、所定の手続きの後、返還する。ただし、使用料の未収等甲が受領すべき金員があるときは、敷金からこれを控除して返還する。

5 契約期間が終了し、第4条による更新を行った場合は、更新前の契約による敷金は、更新後の契約による敷金として扱うことができる。

(使用料及び敷金の変更)

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときは、使用料を改定することができる。

- 一 公租公課の改定又は物価その他経済事情の変動に伴い必要があると甲が認めたとき。
 - 二 使用料について概ね3年に1度見直しを行い、近傍類似の民間等の駐車場使用料との均衡、公社駐車場使用料相互間の均衡により使用料を変更する必要があると甲が認めたとき。
 - 三 甲が駐車場、附帯施設及び駐車場敷地に改良を施したとき。
- 2 甲は、前項の規定により使用料を変更しようとするときは、本契約期間中といえども1ヶ月の予告期間をもって乙に通知することにより、使用料を変更することができる。
- 3 前項の規定は、敷金についても適用する。
- 4 乙は、前項により変更した敷金の額と支払済敷金の額との差額を甲の指定する日までに甲に支払わなければならない。

(延滞損害金)

第9条 乙が使用料の全部又は一部の支払いを怠ったときは、第6条に定める支払期日の翌日から、延滞金使用料の額に対して延滞日数に応じ年14.6パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する延滞損害金を甲に支払わなければならない。ただし、甲は事情によりこれを減免することができる。

(車両の保管場所の証明)

第10条 甲は乙の請求により、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」(昭和37年6月1日法律第145号)第4条第1項の規定に基づく車両の保管場所の確保を証する書面に所要の証明を行う。ただし、家賃、共益費又は使用料の滞納がある場合は証明を行わない。

(車両の変更)

第11条 乙は、車両の変更をする場合、甲の定める規格を超えないものとし、その自動車検査証交付後速やかにその写しを甲に提出するとともに甲が定める様式により届け出なければならない。

(甲の免責)

第12条 甲は、天災、盗難、破損及びその他の不可抗力による損害について一切その責を負わない。

2 甲は、駐車場を常時監視する義務を負わない。

(駐車票)

第13条 乙は、甲から貸与された駐車票を車両の前部の車両外から見えるところに表示しなければならない。

2 乙は、本契約の解除又は解約のとき、速やかに駐車票を甲に返還しなければならない。

(乙の遵守義務)

第14条 乙は、駐車場の利用に際しては、甲の定める有料駐車場使用心得及び甲の指示を遵守しなければならない。

2 乙は、車両の保管については、乙の責任においてこれを行う。

(乙の賠償義務)

第15条 乙又はその家族、使用人、運転手、同乗者その他乙の関係者(以下「乙等」という。)が故意又は過失により、当該駐車場に損害を与えたとき又は本契約に違反して会社に損害を与えたときは乙は甲に損害を賠償しなければならない。

(禁止事項)

第16条 乙等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 指定された駐車区画以外に駐車すること。
- 二 あらかじめ届け出た車両以外の車両を駐車し、又は第三者に駐車場を使用させること。
- 三 本契約上の権利を第三者に転貸又は譲渡すること。
- 四 駐車場に工作物その他これに類するものを設けること。
- 五 駐車場を車両の駐車以外の目的に使用すること。
- 六 その他駐車場使用の秩序を乱すような行為をすること。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が次の各号の一つに該当したときは、催告によらないで本契約を解除することがで

きる。

- 一 申込書に虚偽の事項を記載し、その他不正な手段により駐車場を使用したとき。
- 二 使用料を2ヶ月以上滞納したとき。
- 三 駐車場を故意又は重大な過失により破損し、原状回復又は損害賠償をしないとき。
- 四 明らかに運行不能と認められる車両について1ヶ月以上継続して駐車させているとき。
- 五 本契約に違反したとき。
- 六 住宅賃貸借契約を解除されたとき。
- 七 乙が暴力団員と判明したとき又は暴力団の威力を背景に粗野な態度、言動によって他の駐車場使用者や当該団地居住者に迷惑、不安感、不快感を与えたとき。

(賠償金)

第18条 乙は、前条による本契約解除後に当該駐車場を明け渡さない場合は、本契約解除の日の翌日から明け渡しの日までの使用料の1.5倍に相当する金額を賠償金として甲に支払わなければならない。ただし、特別の事情のあると認められるときは、甲はこれを減免することができる。

(解約)

第19条 乙は、本契約期間中に本契約を解約するときは、頭書の期限までに甲の定める様式により届け出なければならない。ただし、乙が賃貸住宅を退去するとき又は住宅賃貸借契約を解除されたときは、退去する日をもって本契約解約日とする。

- 2 乙が本契約の解約手続きをしないで一方的に解約したときは、甲が乙の解約を知った日から頭書の解約の申出の期日をもって本契約解約日とし、この間にこの間使用料を支払わなければならない。

(車両の撤去)

第20条 本契約の解除及び解約の場合には、甲は、乙に駐車場を明け渡し本契約による車両を撤去しなければならない。

- 2 前項の場合、乙が当該車両を速やかに撤去しない場合は、甲が撤去することができるものとし、それに要する費用は乙の負担とする。

(合意管轄)

第21条 本契約に係るすべての紛争については、甲の本社所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とする。

本契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

有 料 駐 車 場 使 用 心 得

有料駐車場使用者は次の事項を遵守しなければなりません。

- 1 団地内において騒音防止に努め、夜間にあつては前照灯を減光し、時速8km以下で徐行し安全運転を励行すること。
- 2 駐車場に引火物、危険物等の持込みをしないこと。
- 3 駐車場にタイヤ、カー用品その他物品を放置しないこと。
- 4 駐車場には、所定の場所に整然と駐車すること。
- 5 駐車場内では、喫煙しないこと。
- 6 駐車場に紙屑、その他汚物を捨てないこと。
- 7 車両内には、貴重品等の物品を置いたままにせず、車両から離れるときは、必ず施錠すること。
- 8 駐車にあたっては、サイドブレーキを引き、パーキングにし、特に機械式にあつてはドアミラーを格納し、アンテナをたたむこと。
- 9 自ら団地内迷惑駐車を行わないと同時に、当公社が行う団地内迷惑駐車排除に積極的に協力すること。
- 10 駐車場使用者は互いに協力、協調して事故の防止に努めること。
- 11 前各号に掲げるものの他、公社の指示に従うこと。

※賃貸借契約書は、契約手続き時にご署名・ご捺印いただきます。あらかじめ契約条項のご確認をお願いいたします。

こちらの申込書は公社住宅募集センター以外では使用できません。

新規お客様ご記入用

東京都住宅供給公社 理事長 殿

**記入漏れがないよう
お願いします**

申込日：令和 年 月 日

〈お問い合わせ先〉
JKK東京 公社住宅募集センター
電話：03-3409-2244

公社有料駐車場使用申込書

**※車検証のコピーを
添付してください。**

以下のとおり、駐車する車両の明細を記入のうえ、使用を申込みます。

★太枠内をご記入ください。

★自動車検査証(車検証)より転記してください。

申込住宅名	住宅		
号棟・号室	号棟	号室	
フリガナ			
住宅名義人			
住宅契約予定日	令和	年	月 日
駐車場使用者	1. 住宅名義人 2. 同居人		
申込希望区画	希望の区画があればご記入ください。 区画番号：		

車両番号 (ナンバープレート番号)				
所有者氏名				
使用者氏名				
自動車種別	普通・小型・軽	(該当に○)		
用途	乗用・貨物			
車両サイズ**	車長	cm	／ 車幅	cm
	車高	cm	／ 重量	kg

注)駐車場の契約日は、住宅の契約日と同一日となります。
(住宅の契約日を早めた場合も原則として同一日とします。)

※車両サイズ
平面式駐車場の場合：原則として車幅180cm / 車長500cmまで
機械式駐車場の場合：メーカー指定の収容可能サイズまで

【 注意事項 】

空き区画のない住宅もあります。

- ① 本申込みは駐車場の確保をお約束するものではありません。
- ② 収容サイズ(車検証のサイズ)は厳格に審査いたします。
- ③ 原則、区画の変更は行いません。
- ④ 記入された車両の明細と車検証の内容に相違があった場合は、本申込みは無効となり、改めてお申込みが必要です。
- ⑤ 駐車場使用は住宅の審査通過後に正式な手配となります。
- ⑥ 期限までに必要書類が揃えられない場合はご契約いただけないことがあります。
- ⑦ 基本的に駐車場使用は1世帯につき1台となります。
- ⑧ 駐車場を、あらかじめ届け出た車両の駐車以外の目的に使用することはできません。
- ⑨ 駐車場に自転車、カー用品その他物品を放置することはできません。
- ⑩ 同住宅内移動の方は、改めて、新しい部屋番号で新規のお申込みが必要になります。
- ⑪ ロボットゲートのリモコン、機械式の鍵、カード等の引渡しがある場合は、契約後に管理事務所へお持ちください。
- ⑫ 空き区画がない場合は住宅の契約後に補欠待機者として登録ができます。
登録手続きは住宅契約後に管理事務所で行ってください。
- ⑬ 公社駐車場使用料につきましては、住宅ごとに概ね3年に1度見直しを行っております。
お客様との契約期間中であっても、使用料の変更があることをご了承ください。

**注意事項をお読みのうえ、
必ずご署名ください。**

以上の注意事項の内容をご了承いただいた場合は、
右にご署名願います。

注意事項を了承しました。
〈署名〉

※この申込書は当該駐車場の申込み以外に利用することはありません。

《 公社記入欄 》 この欄は記入しないでください。

(斡旋時に記入 (枚数))

	日付	審査	精査	合否
斡旋時	/ /			合・否
契約時	/ /			合・否

審査書類 確認	審査	精査	審査書類 確認	審査	精査
① 申込書	-	-	⑥ 精査票		
② 連絡票			⑦ 予約票		
③ 車検証 (コピー)			⑧ 区画図		
④ 誓約書					
⑤ 誓約書 添付書類 (通勤証明書・履歴事項全部証明書)					
添付書類 (その他記入:)					

